

①特別地域加算(15%)・②小規模事業所加算(10%)  
③中山間地域居住者加算(5%)の対象地域について

③中山間地域居住者加算(5%)(以下の地域に居住している利用者にサービスを提供した場合)※2			
	①特別地域加算(15%)※1	②小規模事業所加算(10%)※1	③の場合のみ対象
飯能市	名栗		風影・阿寺 上・下久通
越生町			梅園
ときがわ町	大柵	大柵以外の 全域	
秩父市	浦山・大滝・吉田	荒川	
横瀬町	芦ヶ久保	芦ヶ久保以外の 全域	
長瀨町		全域	
皆野町	金沢・日野沢	金沢・日野沢 以外の 全域	
小鹿野町	三田川・倉尾・両神	三田川・倉尾・両神 以外の 全域	
東秩父村		全域	
本庄市	本泉		
神川町	矢納	阿久原	
美里町		円良田	
寄居町			風布
春日部市			宝珠花

※1 ①②については、事業所が当該地域に所在する場合、加算する。

※2 ③については、利用者が居住する地域を事業所が通常の事業の実施地域に位置づけていない場合、加算する。

○ 算定可能な加算について

- ・ 訪問介護、(予防)訪問入浴介護、(予防)訪問看護、(予防)訪問リハビリ、(予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援は①②③算定可
- ・ 通所介護、(予防)通所リハビリは③のみ算定可
- ・ (予防)福祉用具貸与については、①②③算定可だが、加算割合について、別途計算方法あり。

○ 小規模事業所要件について

②は以下の小規模事業所要件に該当する場合に算定可

- ・ 訪問介護: 訪問回数が200回以下/月
- ・ 訪問入浴介護: 訪問回数が20回以下/月(予防は訪問回数が5回以下/月)
- ・ 訪問看護: 訪問回数が100回以下/月(予防は訪問回数が5回以下/月)
- ・ 訪問リハビリ: 訪問回数が30回以下/月(予防は訪問回数10回以下/月)
- ・ 居宅療養管理指導: 訪問回数が50回以下/月(予防は訪問回数5回以下/月)
- ・ 居宅介護支援: 実利用者が20人以下/月
- ・ 福祉用具貸与は実利用者が15人以下/月(予防は実利用者が5人以下/月)